

農林土木委託業務特記仕様書

(共通仕様書の適用)

- 第1条** 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

- 第2条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(共通仕様書の読み替え)

- 第3条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(成績評定の選択制(試行))

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領

HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/>

(受発注者共同による品質確保)

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(ウィークリースタンス)

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければなら

ない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/2015070800045>

(Web会議【発注者指定型】)

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7216371/>

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について

徳島県CALS/ECHP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

(CIM活用業務【受注者希望型】)

第11条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7240174/>

(照査技術者及び照査の実施)

第 1 2 条

1. 受注者は、設計業務における成果品について照査を行う照査技術者を定め、照査技術者通知書を契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出しなければならない。また、この照査技術者通知書の内容が変更となった場合は、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に照査技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。
2. 照査技術者は、管理技術者と同等の資格等を有する者であり、管理技術者を兼ねることはできない。
3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
4. 受注者は、照査技術者の資格要件について、資格者証の写しを監督員に提出しなければならない。
5. 受注者は、照査技術者と受注者の直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。
6. 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
7. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、管理技術者に差し出すものとする。

(本業務の特記仕様事項)

第 1 3 条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

今回、長寿命化計画を策定する宇度木地区の施設は下記のとおりである。作業内容等は別添の「地すべり防止施設長寿命化計画委託業務仕様書」に示すとおりとする。

宇度木地区 施設一覧

番 号	施 設 名 称	数 量	点 検
1	4号排水路	112m	概査
2	5-1号排水路	64m	概査
3	6号排水路	805m	概査
4	6-1号排水路 (1号集水隧道含む)	24m	概査
5	8号排水路 (2号集水隧道含む)	575m	概査
6	9号排水路	71m	概査
7	1号承水路	102m	概査
8	2号承水路	235m	概査
9	3号承水路	117m	概査
10	4号承水路	27m	概査
11	5号承水路	159m	概査
水路工 計		2,291m	

地すべり防止施設長寿命化計画委託業務仕様書

第1条 適用

本仕様は、R6徳耕 地すべり 宇度木 長寿命化計画策定業務（以下、「本業務」という）に適用する。

第2条 業務概要

本業務は、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成26年8月 農林水産省農村振興局）に基づき、徳島県内の地すべり防止施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするために個別施設計画（長寿命化計画）を策定する。

第3条 業務対象範囲

本業務は、農林水産省農村振興局所管の地すべり防止区域 宇度木地区（名西郡神山町）内の地すべり防止施設の長寿命化計画を策定するものである。

第4条 準拠図書

- ①「徳島県農林土木設計業務共通仕様書」平成23年5月 徳島県
- ②「インフラ長寿命化計画（行動計画）」平成26年8月 農林水産省農村振興局
- ③「地すべり防止施設の機能保全の手引き～統合版～」
平成29年3月 農林水産省農村振興局農村環境課
- ④「地すべり防止施設の個別計画（長寿命化計画）策定の手引き」
平成29年3月 農林水産省農村振興局農村環境課、農村振興局防災課

第5条 業務内容

業務内容は下記のとおりとする。

(1) 業務準備

業務実施計画書策定のために必要な調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査を行う。

(2) 基本情報調査

(i) 資料調査

施設竣工時の設計図書及び施設管理記録、地域特性に係る資料等を収集・整理し機能診断の基礎材料とする。

(ii) 現地確認

地すべりブロックにおける地すべり防止施設や周辺地盤の異状の有無・現状に関する情報を収集するとともに、必要に応じて住民からの聞き取り等を実施し、地すべり兆候について確認する。

また、地すべり防止施設台帳平面図及び排水路等の構造と現地を照合し、齟齬がある場合は台帳平面図、構造図（標準断面図）等の修正・追記を行う。

(3) 防止施設点検

各施設の点検は次の手順で実施するものとする。

(i) 簡易調査

簡易調査は、対象となる施設周辺の概略目視により施設の異常、経年変化（老朽化）、明らかな危険状態の把握を行うために実施する。

調査に当たっては、施設周辺も含め、用意に視認できる顕著な変状を把握する。その際、できるだけ写真を記録として残すものとする。

調査は安全管理上無理のない範囲で目視することを原則とし、現地にて発見できない施設や、目視できる範囲まで近づくことが困難な施設については、未発見や未到達の旨を点検票に記録を残す。

点検の結果は日常管理調査票（様式-2 準拠図書③）に整理する。

簡易調査の結果「異常あり」となった施設はその場で「概査」を行う。

※簡易調査においては様式2(1)のみの使用とし様式2(2)については作成不用とする。

(ii) 概査

簡易調査で「異常あり」となった施設を対象に、近接目視を主とした点検を行い、異常の状態とその分布（位置や箇所数）の把握を行う。

調査には概査調査票（様式-3 準拠図書③）を使用することとする。また、本調査において、流量や水質などの詳細な計測を伴う項目は本業務の対象外とする。

※なお、簡易調査で「異常なし」と判断された施設については、簡易調査のみへの変更契約を行う場合があるので留意すること。

(4) 健全度判定

防止施設点検の結果をもとに調査結果を整理し、健全度判定を行う。

健全度評価の指標は、準拠図書③に準拠する。

(5) 地すべり防止施設長寿命化計画の作成

各地すべりブロックごとに、対策の優先度の検討を行い、対策が必要な施設について費用や工期の算出を行う。最終的に、区域全体として事業費の平準化について検討し長寿命化計画を策定する。

(i) 対策の優先度の検討

健全度判定結果により対策が必要と判断された施設に対しては、施設が果たしている機能・重要性や地すべりブロックの立地特性等を考慮し、対策の優先度について検討する。（優先度についてはブロック毎に検討）

(ii) 対策工法の検討及び施設の管理方法等の検討

施設の劣化や機能低下の状態を、目標とする管理水準以上に修復するための方策を検討する。そのために、劣化や機能低下の要因を踏まえ、施設の現状に見合った方法を選定する。検討に当たっては、施行規模、概算工期、概算工事費についても算出する。

また、地すべり防止区域における施設の管理方法について取りまとめる。管理方法は、点検結果や施設の状態や現地の状況を踏まえて整理する。

(iii) 対策時期の検討及び長寿命化計画の作成

対策時期の検討は、対策が必要な施設に対し、優先度を基に検討する。(i)～(ii)の作業をもとに計画期間内で事業費の平準化について検討を行い、地すべり防止区域単位で長寿命化計画を作成する。

(6) 報告書作成

各作業項目の成果内容に基づき報告書を作成する。

第6条 貸与資料

本業務においては、業務の参考として必要な以下資料を貸与することとしている。

(1) R1 徳耕 地すべり 徳島18 長寿命化計画策定神山1業務 成果報告書

(2) その他参考資料

なお、受注者は、業務完了時に貸与された資料については責任を持って返還しなければならない。

第7条 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

(1) 電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部

(2) 紙媒体 1部